

**電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 21 22 テレホンカードの販売 23 <u>天気予報サービス及び時報サービス</u> 24 ～ (略) 36	目次 第1章 ～ (略) 第14章 別記 1 ～ (略) 21 22 テレホンカードの販売 23 時報サービス 24 ～ (略) 36
(通話の接続等) 第68条の2 当社は、契約者回線からの通話（当社が別に定めるものを除きます。）の接続について、次のとおり取り扱います。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 (1) 緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通話 (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話 (3) <u>別記23に規定する天気予報サービス（当社が別に定めるものを除きます。）及び時報サービスに係る通話</u> (4) (略) (5) (略) (注2) (略)	(通話の接続等) 第68条の2 当社は、契約者回線からの通話（当社が別に定めるものを除きます。）の接続について、次のとおり取り扱います。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 (1) 緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通話 (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話 (3) 別記23に規定する時報サービスに係る通話 (4) (略) (5) (略) (注2) (略)

新旧対照

旧	新															
別記 1 ～（略） 22 23 天気予報サービス及び時報サービス (1) 当社は、次により天気予報サービス及び時報サービスを提供します。 <table><tr><th>区 別</th><th>内 容</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>1 天気予報サービス</td><td>気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス</td><td>177</td></tr><tr><td>2 時報サービス</td><td>日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス</td><td>117</td></tr></table> (2) 天気予報サービス及び時報サービスは、1の通話について、<u>天気予報又は時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通話を打ち切ります。</u>	区 別	内 容	電話番号	1 天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177	2 時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117	別記 1 ～（略） 22 23 時報サービス (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。 <table><tr><th>区 別</th><th>内 容</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>時報サービス</td><td>日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス</td><td>117</td></tr></table> (2) 時報サービスは、1の通話について、<u>時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通話を打ち切ります。</u> 附 則（令和7年3月28日企営第155500000608号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している天気予報サービスを終了することとします。 （注） この附則第2項の規定により天気予報サービスが終了した後、契約者回線又は公衆電話の電話機等から「177」をダイヤルした場合、当分の間、サービスが終了した旨のガイダンスが流れます。この場合、そのガイダンスが流れている間の通話料金が発生します。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。	区 別	内 容	電話番号	時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
区 別	内 容	電話番号														
1 天気予報サービス	気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177														
2 時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117														
区 別	内 容	電話番号														
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117														

**総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正
新旧対照**

旧	新
(通信の接続等) 第47条の3 当社は、契約者回線からの通信（当社が別に定めるものを除きます。）の接続について、次のとおり取り扱います。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 (1) 電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通信 (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信 (3) 電話サービス契約約款に規定する<u>天気予報サービス（当社が別に定めるものを除きます。）及び時報サービスに係る通信</u> (4) (略) (5) (略) (注2) (略)	(通信の接続等) 第47条の3 当社は、契約者回線からの通信（当社が別に定めるものを除きます。）の接続について、次のとおり取り扱います。 (1) (略) (2) (略) 2 (略) 3 (略) (注1) 本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、次のとおりとします。 (1) 電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線及び音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する第4種サービスの契約者回線への通信 (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信 (3) 電話サービス契約約款に規定する時報サービスに係る通信 (4) (略) (5) (略) (注2) (略)
	附 則（令和7年3月28日企営第155500000608号） この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。